

# 子育て支援

## 補助金・助成

### 妊婦のための支援給付金

問 こども安心課(こども家庭センターすくすく) TEL 0848-67-6217

妊婦を経済的に応援するため、「妊婦のための支援給付金」を支給します。

#### 対象者

- ①三原市に住所を有すること
  - ②妊娠し、胎児の心拍が医療機関等で確認されていること
- ※他の自治体で支給されている場合は対象となりません。

【支援給付金(妊婦分)】5万円

【支援給付金(胎児分)】胎児一人あたり5万円  
※胎児の心拍が確認されていれば、妊娠継続に至らなかった場合も対象となります。

### 国民健康保険税の免除

問 保険医療課 TEL 0848-67-6050

産前産後期間相当分の国民健康保険税のうち、所得割と均等割が免除されます。出産予定月の6か月前から申請できます。

対象者	国民健康保険加入者で出産予定月(または出産月)が令和5年11月以降の人
免除期間	単胎:出産(予定)月の前月から4か月間 多胎:出産(予定)月の3か月前から6か月間
申請場所	市民課または各支所地域振興課

#### 必要物

- 母子健康手帳

### 乳幼児等医療費助成

問 子育て支援課 TEL 0848-67-6045

高校卒業まで(18歳到達後、最初の3月31日まで)の子どもを対象に、医療機関ごとに1日500円(入院は月14日以内、通院は月4日以内、それ以降は無料)を超える保険診療分の医療費を助成しています。

新規申請 出生時・転入時など(14日以内)

#### 必要物

- お子さんの健康保険情報を確認できるもの

#### 更新手続き

原則不要です。該当の方には、有効期限終了月(子どもの誕生月、小学校入学時)の月末に、新しい受給者証をお送りします。

※手続きが必要な方には、個別に案内をお送りしますので、必要な手続きをしてください。

#### 償還払

県外の医療機関で受診したときなど乳幼児等医療費助成を受けずに支払った、助成対象になる医療費は、申請により払い戻しを受けることができます。(保険診療外の費用および自己負担金は払い戻しできません)  
子育て支援課・各支所地域振興課の窓口で手続きしてください。

#### 必要物

- 保険診療医療費の領収書
- 乳幼児等医療費受給者証
- 保護者の預金通帳等

#### 備考

- マイナ保険証等を提示せず受診した場合や、高額療養費の対象となる場合、健康保険の適用となる治療用器具を購入した場合は、事前に加入している健康保険での手続きが必要です。
- 受診した日から同月内であれば医療機関窓口で払い戻しが可能な場合があります。(詳しくは医療機関へお問い合わせください。)

### 未熟児養育医療

問 子育て支援課 TEL 0848-67-6045

生まれたときに体重が2,000g以下、または対象となる症状のある赤ちゃんが、指定された医療機関で入院治療を受けた場合、医療費が助成されます。

世帯の市町村住民税額等に応じ、医療費の一部は自己負担となります。

#### 対象

出生時の体重が2,000g以下、または一定の症状に該当し、医師が入院養育を必要と認めた赤ちゃん

#### 必要物

- 養育(未熟児)医療給付申請書(世帯調書の記入欄もあります。)
- 養育医療意見書(指定養育医療機関の主治医が記入するものです。)
- 印鑑(申請者本人が手書きする場合は不要です。)
- お子さんの健康保険情報を確認できるもの
- 世帯構成員全員のマイナンバーカードまたはマイナンバー通知カード
- 本人確認ができる運転免許証など

### 自立支援医療(育成医療)

問 障害者福祉課 TEL 0848-67-6060

指定された医療機関で治療を受ける場合、市県民税の課税額等に応じ、医療費の一部が支給されます。

#### 対象

18歳未満の児童で、身体に障害がある、または放置すると将来障害を残すと認められ、手術などで改善が見込まれる方

### 小児慢性特定疾病医療費助成

問 広島県東部保健所保健課健康増進係 TEL 0848-25-4641

小児慢性特定疾病にかかっている児童等について、健全育成の観点から、患児家庭の医療費の負担軽減を図るため、その医療費の一部が助成されます。

#### 対象者

小児慢性特定疾病にかかっており、厚生労働大臣の定める疾病の程度を満たす児童等(18歳未満)が対象です。(18歳到達後も引き続き治療が必要であると認められる場合には、20歳の誕生日の前日まで使用することができます。)

#### 対象疾病及び認定基準

小児慢性特定疾病情報センターのホームページをご覧ください。

※広島県ホームページ(疾病対策課一小児慢性特定疾病医療費助成制度について)にも掲載されていますのでご参照下さい。

### 大学等受験料補助

問 子育て支援課 TEL 0848-67-6045

児童扶養手当受給所得水準のひとり親家庭及び生活保護世帯等に対し、大学等を受験する際の受験料及び高等学校又は大学等受験のための模擬試験受験料を助成します。

#### 対象者

大学等受験の場合:児童扶養手当受給所得水準のひとり親家庭又は生活保護世帯  
高校受験の場合:「三原市子どもの学習支援事業」に登録している世帯等。

#### 支給額

- 大学等受験料 上限53,000円
- 模擬試験 大学等:上限8,000円、  
高校:上限6,000円

#### 申請の時期

受験料等を支払った日の属する年度の末日まで

## 交通遺児激励金制度

問 子育て支援課 TEL 0848-67-6045

交通事故により保護者を失った交通遺児に対し、心身の健全な育成を図ることを目的とし、交通遺児激励金を支給します。

### 対象

交通事故により保護者（親権を行う者、後見人その他の者であって、児童を現に監護し、原則として児童と同居している者）を失った乳幼児及び義務教育を終了していない児童又は生徒

### 激励金

交通遺児1人につき100,000円(1回限り)

### 支給方法

次の①～④に該当するいずれかの時期に支給します。(※申請手続きが必要です。)

### 【支給時期】

- ①交通遺児になった年度
- ②交通遺児になった翌年度
- ③小学校・中学校入学年度
- ④中学校卒業年度

## 就学援助

問 学校教育課 TEL 0848-67-6154

小学校入学予定または小中学校に通う、経済的に困難な児童生徒の保護者に、就学に必要な費用の一部を援助します。

## 特別支援教育就学奨励費

問 学校教育課 TEL 0848-67-6154

小中学校に通う児童生徒の保護者に、就学に必要な費用の一部を補助します。

**対象** 生活保護及び就学援助を受給する保護者以外で、次のいずれかに該当される方です。

### 要件

- ①特別支援学級に在籍している児童生徒の保護者
- ②通級指導教室に通う児童生徒の保護者
- ③通常学級に在籍し、学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当すると教育委員会が判断する児童生徒の保護者

**申請方法** 用紙に必要事項を記入し、通学している学校へ提出してください。用紙は各学校と三原市教育委員会学校教育課にあります。

## 奨学金を受けたいとき

問 学校教育課 TEL 0848-67-6154

高等学校または高等専門学校に進学をされる人、または在学中の人を対象にした奨学金制度があります。

**募集時期** 定期  
毎年1月下旬～2月上旬頃  
※相談は随時行なっています。

**募集人数** 若干名

## もやすごみ指定袋の減免措置

問 生活環境課 TEL 0848-67-6168

2歳未満の乳幼児を養育している方に、申請により、乳幼児1人につき一定枚数のもやすごみ指定袋を交付します(申請は1回限り)。

**対象** 2歳未満の乳幼児を養育している人

- 要件**
- ①住民登録をしている
  - ②在宅である

**申請の時期** 出生時、転入時

**申請方法**

母子健康手帳、申請者の本人確認ができるもの(運転免許証など)を持参し、申請書受付場所へ提出してください。  
※できるだけ持ち帰り用の袋(マイバッグ)をご持参ください。

**受付場所**

市民課(出生届提出時と同時申請の場合)  
生活環境課及び各支所地域振興課



## 住まいの支援制度

問 地域企画課 TEL 0848-67-6011

新築・空き家活用・リフォームなど、住まいの補助金制度をご活用下さい

### ① 結婚新生活支援事業 (住宅取得費・住宅賃借費・引越費用補助)

新婚世帯に対し、市内の住宅取得・リフォーム費用、家賃、引っ越し費用の一部を補助します。  
※移住世帯には加算があります。  
※所得などの要件があります。



### ② ファーストマイホーム応援事業

市内で新たに住宅を取得する若年層(40歳未満の夫婦または子育て)世帯の住宅取得にかかる経費の一部を支援します。(移住して3年以内の世帯も対象)



### ③ 就労・移住定住支援事業

〈移住支援金〉  
市外からの移住により、市内の民間施設(医療、介護・福祉、幼稚園、保育園等)で就労する人に対して、移住支援金を交付します。  
〈就労奨励金〉  
上記の施設で新たに就職する人に対して、就労奨励金を交付します。  
※就労奨励金は、市内在住者も活用可能です。  
※移住支援金・就労奨励金ともに、保有資格などの要件があります。



### ④ 空き家バンク制度

市内にある売却や賃貸を希望する空き家の情報を登録し、利用を希望する人に紹介する制度です。  
市外から移住する場合は、改修費補助制度も活用できます。



空き家バンク登録物件情報▶

### ⑤ 空き家改修等支援事業

空き家バンクに登録された物件を対象に、市外からの移住者に対して空き家の改修費用の一部を補助します。古民家を自分好みの生活空間にリノベーションすることが可能です。



## 児童館ラフraf フォトギャラリー

児童館「ラフraf」は、笑顔あつまる、自由で気軽な居場所。子どもや保護者、地域の方など、幅広い世代が集う場所です。

※詳しくはP10～11をご覧ください



▲小学生あつまれ～!  
「防災教室」



▲おでかけ児童館